

## 全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度の申込手順【申込者用】

手順を確認しながら申込書類等を準備し、各チェック欄に☑を入れてご確認ください。

※この申込チェックシートは申込時に提出は不要です。

### 手順①：住宅相談

チェック

- ◆住宅設計に先立ち、設計者は「まもりすまい保険設計施工基準(平成 21 年 7 月 1 日制定)」及び「ゆうゆう住宅 設計施工基準(2016 年 5 月改定)」をご確認ください。  
 ※「まもりすまい保険設計施工基準」:住宅保証機構株式会社ホームページよりダウンロード  
<http://www.mamoris.jp/kasitanpo/standard/pdf/2012-sekou.pdf>  
 ※「ゆうゆう住宅 設計施工基準」は組合または全建総連住宅対策部にお問い合わせ下さい。
- ◆住宅取得者様(お客様)に「まもりすまい保険の概要」と「契約内容確認シート(1号/2号共通版)」をお渡しして、住宅瑕疵担保責任保険についてご案内下さい。  
 また、「契約内容確認シート」では住宅取得者様確認欄に住宅取得者(お客様)の直筆にて署名及び捺印をいただいで下さい。  
 さらに、届出事業者確認欄に申込者の直筆にて署名及び捺印を行って下さい。  
 ※「契約内容確認シート」は、3 枚複写をまとめて申込時にご提出下さい。受付窓口で確認後、あるいは後日に「住宅取得者様用」と「届出事業者様用」の複写をお返します。

### 手順②：現地調査及び地盤調査

チェック

- ◆目視による現地調査をして、「現地調査チェックシート」(2 枚複写)を作成して下さい。

**【ご注意】「現地調査チェックシート」の「B」欄に1つでも該当する場合、地盤調査を必ず行って下さい。**

地盤調査の結果、

- ①地盤調査結果の考察または推奨基礎形式等に従い基礎の設計をして下さい。
  - ア)表面波探査式調査の場合は、調査結果に沿って基礎設計して下さい。
  - イ)スウェーデン式サウンディング試験(SWS)の場合でも、調査結果に沿って基礎設計して下さい。なお、SWSの場合のみ、「基礎設計のためのチェックシート」に必要事項記入の上、申込時にご提出下さい。
- ②地盤補強工事を要する場合は必ず補強工事を実施して下さい。また、補強工事完了後は地盤会社から補強工事完了報告書を取得し、その写し2部を保険申込時にご提出下さい。なお、住宅保証機構の地盤保証制度を利用の際、地盤補強工事完了報告書の原本・写し各1部をご提出下さい。

### 手順③:設計

チェック

- ◆「まもりすまい保険設計施工基準」及び「ゆうゆう住宅 設計施工基準」に適合するよう設計して下さい。  
特に、外注して設計してもらう場合は、その設計者に各設計施工基準に適合するよう依頼して下さい。

### 手順④:契約

チェック

- ◆工事請負契約書を締結して下さい。

### 手順⑤:建築確認申請

チェック

- ◆建築確認申請(あるいは建築工事届)を行って下さい。
- ◆建築確認申請の場合、建築確認済証を受け取って下さい。

### 手順⑥:保険申込の申し出

チェック

- ◆確認申請が下りましたら、組合へ保険申込を申し出て下さい。  
※既着工住宅では、全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度を利用した保険申込はできません。

### 手順⑦:申込書類の準備

チェック

- ◆組合から保険申込書類一式を受け取って下さい。
  - ①全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度の申込チェックシート【申込者用】 ※本紙になります。
  - ②全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度の申込内容確認シート【申込者用】
  - ③保険契約申込書【特定】及び 保険契約申込書【記入例】
  - ④ゆうゆう住宅 申込内容の確認書
  - ⑤ゆうゆう住宅 設計内容確認シート
  - ⑥現地調査チェックシート(住宅保証機構 20090701 改定版)
  - ⑦基礎設計のためのチェックシート(住宅保証機構 20090701 改定版)
  - ⑧契約内容確認シート [住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)/住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)]
  - ⑨まもりすまい保険 設計施工基準(平成21年7月1日 制定)
  - ⑩「ゆうゆう住宅」設計施工基準(2016年5月改定)
  - ⑪「ゆうゆう住宅」設計施工基準の改定及び「包括3条確認」の手引き(2016年5月1日適用)
  - ⑫基礎配筋表(べた基礎配筋表/全建総連べた基礎スラブ配筋スパン表/べた基礎スラブ配筋スパン表)
  - ⑬施工報告書(木造軸組工法/沖縄県のみRC造も可)
  - ⑭保険料一覧
  - ⑮個人情報の取扱について
  - ⑯パンフレット「住宅取得者のみなさまへ『まもりすまい保険の概要』」(2016年6月版)
  - ⑰パンフレット「まもりすまい保険 重要事項説明書」(2014年4月版)

## 手順⑧: 申込書類の提出



◆保険申込書類一式の中から以下の番号と、新たに用意する書類を併せて組合にご提出下さい。

【組合から受け取った中から提出するもの】

- ③保険契約申込書【特定】
- ④ゆうゆう住宅 申込内容の確認書
- ⑤ゆうゆう住宅 設計内容確認シート
- ⑥現地調査チェックシート(2枚複写)
- ⑦基礎設計のためのチェックシート(2枚複写:ただし、地盤調査SWSに該当する場合のみ)
- ⑧契約内容確認シート【住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)/住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)】  
(保険契約申込時に原則提出。間に合わない場合は、竣工後に行う保険証券発行申請以前に「受付事務機関」へ提出)。
- ⑨基礎配筋表(べた基礎配筋表/全建総連べた基礎スラブ配筋スパン表/べた基礎スラブ配筋スパン表)  
配筋表は( )内のうち、いずれか1つで可。あるいは、構造計算、建設省告示第1347号、等も可。

【申込者が新たに用意して提出するもの】

- ・工事請負契約書の写し
- ・建築確認済証と確認申請書(1~5面)の写し 各2部 / (確認申請対象外地域)建築工事届 2部
- ・設計図書一式:(ア)付近見取図/イ)配置図/ウ)平面図(各階)/エ)立面図(東西南北4面)/オ)基礎伏図(べた基礎の場合、基礎の配筋根拠を図面に記入必要)/カ)2階床伏図(3階建ての場合は3階床伏図も)/キ)矩計(かなばかり)図または断面図 各2部
- ・地盤調査報告書の写し(該当する場合:⑥現地調査チェックシートの1項目でも「B」欄に該当する場合のみ)。
- ・地盤補強工事完了報告書(地盤補強工事を行った場合のみ)。

## 手順⑨: 書類審査



◆組合等で「まもりすまい保険設計施工基準」「ゆうゆう住宅 設計施工基準」の適合性を確認します。



◆書類審査に合格すると、「保険契約申込書 受理証」を組合経由で発行します。

**※この時点から、建築工事の着工が可能となります。**



◆**組合からお渡し(お返し)する書類があります。**

- ・保険契約申込書 受理証の写し
- ・契約内容確認シートのうち、(住宅取得者様用/届出事業者様用)
- ・現地調査チェックシートのうち、(登録業者控)
- ・基礎設計のためのチェックシートのうち、(登録業者控) ※SWSに該当する場合のみ。
- ・その他

## 手順⑩: 第一回現場検査



◆第一回現場検査(基礎配筋工事完了検査)を行います。

①**第三者の団体検査員による団体自主検査を選ぶ場合**

・団体検査員による現場検査を受けて下さい。その際、お配りしてある「施工報告書」へ工事状況を記入し、団体検査員に見せて下さい。

②自社の団体検査員による団体自主検査を選ぶ場合

・自社検査を実施して下さい。

③住宅保証機構の現場検査員による現場検査を選ぶ場合

・現場検査員による現場検査を受けて下さい。その際、お配りしてある「施工報告書」へ工事状況を記入し、団体検査員に見せて下さい。

◆現場検査に立ち会って下さい。

※止むを得ず工事監理者または現場検査立会者が立ち会えない場合でも、施工状況を十分に把握する方の立会いをお願いします。

※自社検査の場合、立会い不要です。

◆第二回現場検査の日程調整

・基本的に、住宅保証機構が委託する現場検査員等から申込者へ第二回現場検査の日程調整の連絡が入ります。その際は、日時等の調整をお願いします。

・第二回現場検査は「躯体工事の完了時または下地張り直前の完了時」に行われます。

・**連絡調整でご不明な場合は**、保険契約申込先の「受付事務機関」にお手数ですが自らご連絡下さい。受付事務機関の連絡先は「保険契約申込書 受理証の下段」に記載してあります。

手順⑪：第二現場検査

チェック

◆第二回現場検査が行われます。

・住宅保証機構の現場検査員による現場検査を受けて下さい。その際、「施工報告書」へ工事状況を追加記入し、現場検査員へ見せて下さい。

手順⑫：竣工

チェック

◆引渡し日が決定しましたら、保険証券発行申請手続きに進んで下さい。

手順⑬：保険証券発行申請

チェック

◆保険証券発行申請書を作成して下さい。

※**保険証券発行申請を行わないと、保険証券は発行されません(保険が付保されません)。**

※保険証券発行申請書に記載する住所は、住居表示(住民表記)として下さい。

◆主な申請書類です。

・保険証券発行申請書 ※下記の住宅保証機構ホームページからダウンロードできます。

・契約内容確認シートの写し ※保険契約申込時点に提出していれば再提出は不要。

・その他(施工内容によって、追加書類があります)

その他に申請書類が必要な施工内容については、住宅保証機構ホームページでご確認下さい。

住宅保証機構ホームページ <http://www.mamoris.jp/kasitanpo/entry/>

- ◆申請後、住宅保証機構が定める「保険証券」及び、住宅取得者様に対し届出事業者（組合員）が果たすべき保険契約内容が記載された書面「保険付証明書」と「まもりすまい保険契約内容のご案内」が発行されます。

## 手順⑭：引渡し

■ チェック

- ◆住宅取得者にお渡し下さい。
  - 保険付証明書：保険証券発行申請後の約 1 週間程度で交付されます。
  - 現場検査結果報告書：保険付証明書と同時に交付されます。
  - まもりすまい保険契約内容のご案内：保険付証明書と同時に交付されます。

## その他

■ チェック

- ◆保険証券の取り扱いについてです。
  - 保険金請求時や住宅瑕疵担保履行法の基準日（毎年 3/31 と 9/30）における保険付保状況の確認の際に必要となりますので、届出事業者は保険期間満了日（引渡日から 10 年間）まで大切に保管して下さい。
  - 保険付保状況の確認とは、住宅瑕疵担保履行法第 4 条 1 項の規定により、住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況について、国土交通省令で定めるところにより、国交大臣または都道府県知事に届けなければならないとされており、各建設事務所を通じて報告することになります。

保険契約申込のお問い合わせ ⇒ 所属先の組合へご相談下さい。  
(保険申込書の資料請求等)

全建総連・新築瑕疵担保責任  
保険団体制度(ゆうゆう住宅仕  
様)に関するお問い合わせ ⇒ ①所属先の組合へご相談下さい。  
↓  
②所属先の組合から下記の相談先を紹介された場合にご相談下さい。

全国建設労働組合総連合(全建総連) 住宅対策部  
電話 03-3200-6221 / FAX03-3209-0538  
メール [juutaku@zenkensoren.org](mailto:juutaku@zenkensoren.org)

《本紙の発行元》全国建設労働組合総連合(全建総連) 住宅対策部